

三重県いじめ防止条例（仮称）について

1 条例制定の考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許されるものではありません。

本県でも、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の取組を進めています。また、教職員がささいな兆候でも、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持つことに努めることにより、いじめの認知件数は増えています。

いじめは誰にでもどこでも起こりうるものであり、子どもたちのコミュニケーションの中心となっているSNS上で行われるいじめは、外から見えにくく、複数の学校の児童生徒が関係することもあります。

いじめは、学校だけの問題ではなく社会全体の問題です。子どもに関わる全ての大人が意識を高め、学校内外のいじめの防止に取り組むとともに、子どもたちが傍観者になることなく、いじめの問題を主体的に考え、行動することをめざす「三重県いじめ防止条例（仮称）」を制定します。

2 条例制定に向けての検討状況（平成 29 年度）

（1）三重県いじめ防止条例（仮称）検討委員会

ア 第1回検討委員会（6月28日）

《議論の主な内容》

- ・ 条例に必要な視点、盛り込む内容等について

《主な意見》

- ・ 基本方針を学校で作ったとき、学校や保護者のいじめの認識が高くなった。条例を作ることで社会全体の意識が高まり、自分のものとして考えることができる。条例の制定がいじめについて考える契機となる。
- ・ 子どもの主体的な活動に対する支援という観点が盛り込まれれば、十分に三重県らしさが出ると思う。

イ 第2回検討委員会（9月4日）

《議論の主な内容》

- ・ 条例案の考え方について

《主な意見》

- ・ 「子どもが主体」という言葉は入れていきたい。ただし、子どもには責任はなく、責任は大人にあるということを念頭に入れていくべき。
- ・ いじめを当事者だけの問題としてではなく、学校や社会の問題として取り組んでいることを基本理念に反映していければよい。
- ・ SNSなどのトラブルに対する指導は、当該生徒が在籍する学校だけでは対処できない状況にあり、学校間の連携も必要である。

ウ 第3回検討委員会（10月2日）

《議論の主な内容》

- ・ 条例素案の概要について

《主な意見》

- ・ いじめの防止等の取組を具体的に示すことは、学校や教職員の意識化につながる。
- ・ いじめは、加害者、被害者、傍観者など子どもの関係性が入れ替わっていくため、子どもがいじめを「傍観しない」という視点はぜひ入れてほしい。
- ・ 子どもからいじめの相談を受けた場合、スクールカウンセラーの役割は重要であり、子どもの様子を教職員に伝え、連携していくことが大切であると感じている。

（2）高校生意見交流会（8月3日）

《参加者》

県内の高等学校 41校 70人

《内 容》

各校の生徒会において、いじめの問題について議論したことを、代表者が持ち寄り、グループ討議をし、高校生による行動宣言をまとめた。

《主な意見》

- ・ 一人ひとりの個性を大切に、受け入れていけばいじめは必ずなくなる。
- ・ 行動する勇気が大事だと思う。
- ・ 互いに尊重しあい、互いの事を知ることが必要。
- ・ 何かする前に一度立ち止まり、自分がされた時のことを考えることが必要。

《主な行動宣言》

- ・ 立場を逆転させて考えた時に自分の行動が人権を侵害していないか確認する。
- ・ 困っている人がいたら助ける。（一言声をかける）
- ・ 人とのコミュニケーションを大切にする。一人にいる子にも積極的に声をかける。
- ・ お互いの事をおもいやる。行動の前にその行動が正しいかどうか考える。

（3）いじめに関する児童生徒アンケート

ア キッズ・モニターアンケート（8月3日～21日）

《回答者数》

248人（回答率：46.1%）

※県のアンケートモニター登録している小中高生

イ 児童生徒アンケート（9月1日～29日）

《回答者数》

1,189人（10月3日現在）

※県内の公私立の小・中・高等学校の抽出学年の児童生徒

《主な意見》

○いじめをなくすためにできること

- ・ 皆がいじめに対していけないという意識をもつ。
- ・ 自分も人も大切にする。

- 先生に協力してほしいこと
 - ・いじめられている人がいることに気付いてほしい。
 - ・ささいな変化やクラスの違和感に気付いてほしい。
- 家族に協力してほしいこと
 - ・話を聞いてほしい。
 - ・普段から子どもの様子を見てほしい。
- その他の大人に協力してほしいこと
 - ・いじめを見たら注意してほしい。
 - ・大人もいじめをしないでほしい。
 - ・自分の子でなくても見てほしい。
- 条例（ルール）を作るとしたら
 - ・いじめを絶対にしない。いじめられているのを見て見ぬ振りをしてはいけない。
 - ・24時間子どもが相談できる制度を作る。
 - ・いじめをみつけたら報告・注意をする。
 - ・SNS等で他人を傷つける言動を禁じる。

3 条例素案の概要（別紙）

4 条例の特徴

- (1) いじめは学校だけの問題ではなく、社会全体の問題と認識し、学校内外のいじめの問題の克服をめざすことを基本理念としたこと。
- (2) 子どもたちがいじめについて傍観者になることなく、主体的に考え行動する力を身につけることをめざしていること。
- (3) いじめの防止等について、学校・教職員、保護者、県民及び事業者、子どもなど、それぞれの責務や役割を明示したこと。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策※を位置づけたこと。
 (※SNS等によるいじめに対応するための情報モラル教育の充実、保護者啓発、相談窓口開設など)

「三重県いじめ防止条例(仮称)」素案の概要

1 目的

いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止対策の基本理念を定め、県、学校の設置者、学校及び教職員の責務、保護者、県民、事業者及び子どもの役割を明らかにし、いじめの防止等の対策に関する基本的な事項を定めることにより、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくる。

2 定義

【いじめ】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

【学校】

県内に所在する学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）

【児童生徒】

学校に在籍する児童又は生徒

【保護者】

親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）

【いじめの防止等】

いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処

3 基本理念

いじめの防止等の対策は、次の事項を基本理念として行わなければならない。

- ・児童生徒をはじめとするすべての県民が、一人ひとりの違いを認め合い、個性を大切にし、多様性を尊重することの重要性を理解する。
- ・いじめは、誰にでもどこでも起こりうることに鑑み、いじめは学校だけの問題ではなく、社会全体の問題であるとの認識に立ち、学校内外のいじめの問題を克服することを目指す。
- ・いじめから「子どもを徹底して守り通す」ため、学校、家庭、県民及び事業者その他関係者が連携協力し、社会総がかりで取り組む。
- ・いじめ対策に取り組むことで、すべての県民が「心豊かに安全・安心で快適に生活できる」社会を目指す。

4 いじめの禁止

- ・児童生徒は、いじめを行ってはならない。
- ・児童生徒は、いじめを認識しながら、傍観することがないように努める。

5 責務・役割

① 県の責務

いじめの防止等のための対策について、国、市町その他のいじめの防止等に関係する機関及び団体と連携協力し、施策を総合的に策定し、実施する。

② 学校設置者の責務

設置する学校におけるいじめの防止等のために、国、県その他関係する機関及び団体と連携協力し、必要な措置を講ずる。

③ 学校・教職員の責務

- ・学校及び学校の教職員は、保護者、地域住民等と連携協力し、児童生徒が一人ひとりの違いを認め合い、個性を大切にし、いじめに関する問題を主体的に考え、行動する力を育むことを通じて、学校全体でいじめの未然防止に取り組む。
- ・学校の教職員は、その言動が児童生徒に大きな影響があるとの認識のもと、児童生徒一人ひとりの理解、いじめの早期発見に努め、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に対処する。
- ・学校は、いじめの防止等の取組を実効的に行うため、教職員間の情報の共有、協力体制の構築を行い、組織的に対応する。
- ・学校は、児童生徒の豊かな情操を培い、良好な人間関係を築く素地を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

④ 保護者の役割

- ・保護する児童生徒の教育について第一義的責任を有するものであることから、その保護する児童生徒の話聞き、様子を見守るとともに、いじめを行うことがないように、規範意識を養い、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むための指導を行うよう努める。
- ・保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
- ・国、県、学校の設置者及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

⑤ 県民及び事業者の役割

- ・地域において児童生徒を見守り、関係者と連携協力し、児童生徒が安心して過ごせる環境づくりに努める。
- ・いじめを発見したとき、または疑いがあると思われるときは、県、市町、学校その他の関係者に情報を提供するよう努める。
- ・いじめの防止の取組を主体的に行うよう努める。
- ・児童生徒が自他を大切にすることを育み、自己肯定感が高められるよう支援に努める。

⑥ 子どもの役割

- ・自分自身を大切にするとともに、他の児童生徒の個性を尊重し、いじめのない学校生活に努める。
- ・いじめを発見した場合または疑いがあると思われるときは、傍観することなく学校や家族、友だちなどに相談するなど、主体的に行動するよう努める。

6 財政上の措置等

- ・県は、いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努める。

7 いじめ防止基本方針

- ・県は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのいじめ防止基本方針を定める。
- ・県は、いじめに関する状況の変化を踏まえ、必要があるときは、いじめ防止基本方針を変更する。
- ・県は、いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表する。

8 学校いじめ防止基本方針

- ・学校は、保護者や地域住民等の協力を得て、学校いじめ防止基本方針を定める。
- ・学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、学校評価の結果を踏まえ取組の改善を図るよう努める。
- ・学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは公表する。

9 いじめ防止等の組織の活用

- ・県は、三重県いじめ問題対策連絡協議会における関係機関及び団体との連携による成果、三重県いじめ対策審議会における調査及び研究の成果が、学校及び学校の設置者のいじめの防止等の対策に適切に活用されるよう必要な施策を講ずるよう努める。

10 いじめの早期発見のための措置

- ・学校の設置者及び学校は、家庭、地域と連携して、児童生徒のいじめに対する意識を高めるよう取り組むとともに、いじめを早期に発見するための定期的な調査、面談等を実施する。
- ・県は、児童生徒、保護者等が安心していじめの通報及び相談ができるよう、相談窓口の充実、その他必要な措置を講ずる。

11 いじめの防止のための人材確保と資質向上

- ・県は、いじめの防止、早期発見、早期対応が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修等を通じた教職員の資質向上、心理、福祉等の専門的知識を有する者の確保と適切な配置を行う。

12 ソーシャル・ネットワーキング・サービス等を通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・県は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）等の特性を踏まえ、児童生徒や保護者に対して、SNSを通じて行われるいじめの防止に必要な啓発を行う。
- ・県は、SNS等を通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努める。
- ・学校の設置者及び学校は、SNSの適切な利用について、児童生徒が自ら考え、議論などをする機会の提供に努める。
- ・学校は、SNS利用の適切で安全な利用方法など、情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対して、必要な啓発活動を行う。

13 啓発活動

- ・県は、いじめの防止等に関係する機関及び団体と連携協力し、いじめの防止の重要性、いじめの相談制度などについて必要な啓発を行う。
- ・県は、いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの防止等に取り組むため、いじめ防止強化月間を設ける。

14 学校相互間の連携協力体制の整備

- ・県は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合でも、当該児童生徒等に対する指導などを適切に行うことができるよう、学校相互間の連携協力が図られるよう努める。

15 重大事態への対処

① 重大事態への対処

- ・県は、県立学校で重大事態が発生した場合には、関係機関と連携して、法に規定する措置等を迅速かつ適切に行う。
- ・県は、児童生徒又はその保護者から、相談を受けた場合には、学校や関係機関による措置が迅速かつ適切に実施されるよう、当該学校や関係機関への情報提供等を行う。

② 知事による対処

- ・知事は、県立学校の重大事態に係る調査結果の報告を受けた場合は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法の規定により調査を行う。